

# 横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付要綱

制 定 平成20年8月15日健企第370号（副市長決裁）

最近改正 平成22年4月1日健企第118号（局長決裁）

## （趣旨及び目的）

**第1条** この要綱は、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点等整備事業（地域福祉・交流拠点モデル事業を含む。以下「本事業」という。）の実施および本事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、高齢者、障害者等を含む多世代が共生できるよう、保健・医療・福祉・介護等の幅広い分野における地域住民の多様なニーズに対応し、総合的、横断的なサービス提供を志向する先進的な事業に対し支援を行い、本市における共生のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

3 補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## （用語の定義）

**第2条** この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）先進的事業整備計画 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「国通知」という。）第4の（2）に規定する先進的事業整備計画をいう。

（2）先進的事業支援特例交付金 国通知第4の（2）のエに規定する先進的事業支援特例交付金（先進的事業整備計画に係る分）をいう。

## （補助事業の範囲及び事業主体）

**第3条** 本事業の対象となる事業は、保健・医療・福祉・介護等の分野の先進的な取組として、本市が策定する先進的事業整備計画に位置づけられる拠点等の整備を行う事業であって、先進的事業支援特例交付金の交付対象となるものとする。

2 本事業の補助対象となる事業主体は、横浜市内に事業所・事務所を設置する法人格を有する団体その他の団体（以下「民間事業者等」という。）であって、保健・医療・福祉・介護等の分野の事業実績を有するもののうち、別に定める選考手続きにより選考された事業者、及び「高齢者安心住空間整備事業」（国通知第4の（2）のエの（ア）のcに規定する高齢者安心住空間整備事業をいう。）の事業主体として区長から申請があった民間事業者等のうち市長が適当と認めるものとする。

3 前項の事業主体には、複数の法人による連合体を含むものとする。

## （補助対象経費）

**第4条** 本事業の補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、前条第2項に規定する事業主体が第1条第2項に掲げる事業目的の達成のため行う拠点等の整備（拠点等の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働省関東信越厚生局が必要と認めた整備を含む。）に係る、次の各号に掲げる経費とする。

（1）工事費又は工事請負費

(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督量等の事務費であって、前号の工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額以内の額とする。）

(3) 前各号に掲げるもののほか、先進的事業整備計画に係る拠点等の整備に必要と認められる経費

2 前項の補助対象経費には、別の国負担・補助金等において別途補助対象とする費用を除き、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含むものとする。

#### （補助金の額）

**第5条** 1 事業所あたりの補助金額は、補助対象経費と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した実支出額を比較して少ない額とし、3,000万円を上限とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### （交付の申請）

**第6条** 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

#### （交付の条件）

**第7条** 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 公募時に提出した事業計画にしたがって事業を実施すること。

(2) 原則として事業開始の日から起算して10年を経過する日まで、当該事業を継続実施すること。

#### （交付決定通知）

**第8条** 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下、「決定通知書」という。）により行うものとする。

#### （申請の取下げ）

**第9条** 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

#### （状況報告）

**第10条** 補助事業者等は、工事等に着手したときは、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等着手届出書（第3号様式）を用いて、すみやかに市長に届け出なければならない。

2 補助事業者等は、工事等が完了したときは、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等完了届出書（第4号様式）を用いて、すみやかに市長に届け出なければならない。

#### （事業の変更等）

**第11条** 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項に定める事業の変更の承認申請を行うときは、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等変更承認申請書（第5号様式）を用いなければならない。

2 補助金規則第7条第1号の規定により、市長が定める軽微な変更は、当該事業所の機能を著しく変更しない程度の変更とする。

- 3 補助事業者等は、補助金規則第7条第2号に定める事業の中止又は廃止の承認申請を行うときは、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等中止・廃止承認申請書（第6号様式）を用いなければならない。
- 4 第1項及び第3項による申請を承認することを決定したときは、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等変更等承認書（第7号様式）により行うものとする。

**（実績報告）**

**第12条** 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等実績報告書（第8号様式）とする。

- 2 補助金規則第14条第1項第4号に規定する当該入札の結果が分かる書類は、入札顛末書（第8号様式の2）とする。
- 3 補助金規則第14条第6項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収証等は、補助対象経費に係るすべての領収書等とする。

**（補助金額の確定通知）**

**第13条** 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

**（補助金交付時期の例外）**

**第14条** 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

**（補助金交付の請求）**

**第15条** 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付請求書（第10号様式）により行われなければならない。

**（補助金の支出及び支出報告）**

**第16条** 補助事業者等は、補助金の交付を受けたときは、事業費をすみやかに工事請負業者等に支払い、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金支出報告書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

**（補助金の返還等）**

**第17条** 市長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者等に求めることができる。

- (1) この要綱に従って補助事業等が行われなかったとき。
- (2) 補助事業等の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (3) 補助事業等を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けたとき。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

**（財産処分の制限等）**

**第18条** 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業

等により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に掲げる処分制限期間とする。

3 前項に掲げる処分制限期間に該当する区分のない財産にあつては、それに類似する財産の処分制限期間とする。

4 補助事業者等は、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、市長からの指示により、その収入の全部又は一部を市長へ納付するものとする。

（関係書類の管理保管）

**第19条** 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（その他）

**第20条** 本事業の実施に関しては、横浜市社会福祉法人施設審査会要綱の規定は適用しない。

（委任）

**第21条** この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

#### 附 則（平成21年3月31日健企第525号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則（平成22年4月1日健企第118号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式（第6条第2項）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

印

横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付申請書

年度の横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金の交付を申請します。

拠点等の名称（仮称）：

設置（予定）地： 横浜市 区

1 補助事業の内容

事業概要（第1号様式別紙1）のとおり

2 補助金の経費配分及び使用方法

収支予算書（補助金配分計画書）（第1号様式別紙2）のとおり

3 拠点に関する事業計画

事業計画書（第1号様式別紙3）のとおり

4 補助金申請額及びその算出基礎

円

補助金申請額調（第1号様式別紙4）及び補助対象経費内訳（第1号様式別紙5）のとおり

5 補助金の支払方法及びその理由

6 添付資料

- （1）前年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
- （2）案内図（縮尺「1:10,000」程度のもの；設置（予定）地が中心となるようにしてください。）
- （3）図面（配置図、平面図）
- （4）土地売買契約書または土地賃貸契約書
- （5）建物売買契約書または建物賃貸借契約書
- （6）工事工程表（様式自由。拠点整備に必要な工事がある場合。工事種別ごとに表してください。）
- （7）工事請負契約書又は見積書
- （8）法人代表者印鑑証明

## 事業概要

### 1 拠点設置・運営（予定）法人

フリガナ		代表者	職名	
法人名			氏名	
設立年月	既設法人    年    月 設立    新設法人    年    月 設立予定			
法人所在地	(〒    -    ) 住所：			
電話	-    -	FAX	-    -	

### 2 拠点概要

名称 (仮称)	
設置場所	横浜市    区
主な機能	

### 3 土地

敷地面積		㎡	容積率/建ぺい率	
用途地域				
権利形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 今後取得予定    年    月頃 <input type="checkbox"/> 借地 (契約期間    年    月    日 ~    年    月    日)			

### 4 建物

建築面積		㎡	構造	造    階建の    階
延床面積	建物全体    ㎡ (うち拠点    ㎡)			
権利形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 今後取得予定    年    月頃 <input type="checkbox"/> 借家 (契約期間    年    月    日 ~    年    月    日)			

5 拠点開設予定期日                      年    月    日

6 補助事業完了予定期日                年    月    日

収 支 予 算 書 (補助金配分計画書)

法人名    
 拠点名  

  年   月   日 ~   年   月   日

1 収入見込 (単位：千円)

内容	単価 (円)	数量	収入見込	備考
合計			0	

2 支出見込 (単位：千円)

内容	単価 (円)	数量	支出見込	うち補助金を充当する金額
人件費				
	人件費計			0
拠点経費等				
	拠点経費等計			0
合計			0	0

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください。

3 年間収支見込 (単位：千円)

収入見込	0
支出見込	0
収支差額	0

### 事業計画書

法人名

拠点名

1 事業開始（予定）日  
年 月 日

2 月平均利用者数  
0 人

3 月別状況一覧表

年月													合計	月平均
利用者見込数													0	0
職員見込数													0	0

補助金申請額調

法人名

拠点名

区分		金額		備考
	拠点整備費等補助上限額	30,000	千円	
A	補助対象経費		千円	金額は、「補助対象経費内訳」(別紙5)と一致させてください
B	実支出額 (a - b)		千円	
(内訳)	a	拠点整備関係総事業費	千円	
	b	拠点整備に関する 寄附金その他の 収入予定額	千円	
C	補助金申請額 (A、Bを比較し少ない額 (上限：30,000千円))		千円	

(注) 金額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

(A4)



様

横浜市 長

㊟

### 横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日に申請のありました、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付決定通知書をもって確定します。

#### 1 交付決定の内容

##### (1) 補助事業の内容及び目的

先進的事業整備計画に係る拠点の整備

##### (2) 事業の概要

事業所の名称 \_\_\_\_\_

事業所の所在地 横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

##### (3) 交付予定金額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

ア 先進的事業整備計画に係る拠点整備事業 \_\_\_\_\_ 円

イ その他関連事業 \_\_\_\_\_ 円

##### (4) 交付の時期及び方法

#### 2 交付の条件

- (1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の達成後、速やかに当該事業の目的に沿って拠点運営を開始すること。
- (5) 拠点運営開始後においては、当該事業の適正な運営を継続的に展開すること。
- (6) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。

裏面あり

- ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - エ 当該事業の継続が不可能となったとき。
  - オ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (7) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けることはできません。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金は除きます。
- (8) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。
- (9) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- また、財産処分については、要綱第18条の規定に従うこと。
- (10) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- (11) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備事業費等補助要綱の定めに従うこと。(補助事業者等が社会福祉法人の場合は、社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助要綱の定めに従うこと。)

年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

⑩

### 横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等着手届出書

標記について、関係書類を添付して報告します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点等の名称

\_\_\_\_\_

3 拠点等の設置場所

横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

4 拠点等整備工程表（別紙1）

5 添付書類

現況写真

第3号様式別紙1

拠点等整備工程表

工事種別	平成 年						
	月	月	月	月	月	月	月
入札・契約							
改修工事							
A工事							
B工事							
C工事							
…							
○○○ 購入							
…							
…							
…							
…							
竣工							

工事種別ごとに、その予定を実線で示してください。

なお、工事種別ごとに工程を把握できる資料であれば、これに代えて添付していただいても構いません。

（届出先）

横 浜 市 長

（届出者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

⑩

横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等完了届出書

標記について、関係書類を添付して届け出ます。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点等の名称

\_\_\_\_\_

3 拠点等の設置場所

\_\_\_\_\_  
横浜市 区

4 補助事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

現況写真

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

㊟

### 横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等変更承認申請書

補助事業の内容等について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点等の名称（仮称）

\_\_\_\_\_

3 拠点等の設置場所

\_\_\_\_\_ 横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

4 変更内容

5 変更理由

年 月 日

（申請先）  
横 浜 市 長

（申請者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者氏名

印

### 横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等中止・廃止承認申請書

補助事業を中止・廃止したいので、申請します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点等の名称（仮称）

\_\_\_\_\_

3 拠点等の設置場所

横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

4 事業中止・廃止の理由

法人名称  
代表者氏名

横 浜 市 長

㊟

横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等変更等承認書

年 月 日付で申請のありました  
決定しましたので通知します。

承認申請について、次のとおり

1 拠点等の名称（仮称）

---

2 承認の内容

---

---

年 月 日

(報告先)

横 浜 市 長

(報告者)

法人所在地

法人名称

代表者氏名

印

### 入 札 顛 末 書

横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等に関し、次のとおり入札を実施しました。

拠 点 名 及 び 所 在 地			
入札実施 日 時	平成 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分		
入札実施 場 所	市 区  において		
入 札 顛 末			
整理番号	業 者 名	入札金額	落札結果
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	

(注) 「入札顛末」の「落札結果」欄には、落札した業者に「落札」と表示してください。

年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

④

### 横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備等実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定された横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

\_\_\_\_\_ 円

内訳

(1) 先進的事業整備計画に係る拠点整備事業に要した経費 \_\_\_\_\_ 円

(2) その他 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

(1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書（第1号様式別紙5）

(2) 補助事業等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書

(3) 資産及び負債に関する事項を記載した書類

(4) 補助対象経費についての実績報告時に徴収しているすべての契約書（内訳書含む）、請求書及び領収書等の写し

(5) 建築基準法第7条第5項による検査済証の写（完了検査を要しない場合は竣工写真）

第 年 月 日  
年 月 日

法人名称  
代表者氏名

横 浜 市 長

㊟

横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付確定通知書

年 月 日 第 号により、交付を決定した横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

内 訳

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (1) 先進的事業整備計画に係る拠点整備事業 | _____ 円 |
| (2) その他                | _____ 円 |

（請求先）  
横 浜 市 長

（請求者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者氏名 ⑩

横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金交付請求書

年 月 日 第 号により確定通知を受けた横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金について、次のとおり請求します。

補助金確定通知書番号	年 月 日 第 号	
補助金請求額	¥ , , . -	
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

年 月 日

（報告先）  
横浜市 長

（報告者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者氏名

印

### 横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助金支出報告書

年 月 日 第 号により交付決定通知のあった横浜市先進的事業整備計画に係る拠点整備費等補助事業について、次のとおり支出したことを、関係書類を添えて報告します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点等の名称

\_\_\_\_\_

3 拠点等の設置場所

横浜市 区 \_\_\_\_\_

4 支出の相手方及び支出金額

（1）先進的事業整備計画に係る拠点整備事業関係

支出先： \_\_\_\_\_

支出金額：実支出額 \_\_\_\_\_ 円（うち補助金支出額 \_\_\_\_\_ 円）

（2）その他関係

（支出先が複数社ある場合は全ての支出先を記入）

支出先： \_\_\_\_\_

支出金額：実支出額 \_\_\_\_\_ 円（うち補助金支出額 \_\_\_\_\_ 円）

5 添付書類

補助対象経費についてのすべての契約書（内訳書含む）、請求書及び領収書等の写し